

# 千葉市学区外通学事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条及び千葉市立小学校・中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則(昭和44年千葉市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、学区外通学の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において学区外通学とは、児童生徒が、その住所地から規則第2条第1項に定める通学区域の学校以外の学校に、教育委員会の承認を得て通学することをいう。

2 この要綱において「児童生徒」とは、本市立小学校又は中学校に在学する者をいう。

3 この要綱において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

4 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める者については、この要綱において「児童生徒」又は「保護者」とみなす。

(申請)

第3条 学区外通学の承認を受けようとする保護者は、学区外通学申請書(様式第1号)に必要書類を添え、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会が必要と認めたときは、誓約書の提出を求めることができる。

(受理及び審査)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書等を受理したときは、速やかに当該書類の内容を審査し、別表に掲げる承認事由に該当すると認めたときは、学区外通学承認通知書(様式第2号)により、保護者及び学区外通学することとなる小学校又は中学校の長に対し通知するものとする。ただし、小学校及び中学校の入学予定者については、入学通知書により通知する。

(承認の取消し)

第5条 教育委員会は、学区外通学の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) 申請書等に虚偽の事項を記載したと認められるとき。

(2) 申請内容に変更又は消滅が生じたと認められるとき。

(届出)

第6条 学区外通学の承認を受けた保護者は、申請内容に変更又は消滅したときは、ただちに教育委員会に届け出なければならない。

(保管)

第7条 教育委員会は、学区外通学の承認後速やかに学齢簿に記載し、これを保管するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学区外通学の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和59年9月1日から施行する。

2 この要綱施行前に、すでに学区外通学を許可され通学している者は、この要綱による学区外通学者とみなす。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月3日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間必要な箇所を修正して使用することができる。

## 別表

## 学区外通学（指定校変更）の承認事由及び必要書類

	承認事由	必要書類	期間
1	通学区域の細則に定められた学区外通学承認地域であるとき。		卒業年度終了まで
2	転居をするが、これまでの通学校を希望するとき。 ※徒歩で一時間以内の通学可能な範囲または直線距離で4 km以内。		卒業年度終了まで
3	転居の予定があり転居するまで現住所から転居先の住所を学区とする学校へ通学するとき。	(新築の場合) 工事請負契約書等の写し (賃貸借の場合) 賃貸借契約書等 (その他社宅・官舎等) 入居予定証明書等 ※いずれも引き渡し日等が確認できる書類であること。	転居日まで (通学開始から1年以内)  (新1年生以外は学事課で手続き)
4	保護者の就労等により、子どもルーム等の入所が認められたとき。	子どもルーム利用承認通知書等	卒業年度終了まで
5	保護者の就労等により、児童を下校後、親戚の家等に預ける必要があるとき。	保護者（両親またはひとり親家庭の場合はその方）の在職証明書及び身元引受書	卒業年度終了まで
6	兄弟姉妹が同じ学校に通学するとき。		卒業年度終了まで
7	心身に著しい疾患等があり、特に通学に支障があると認められるとき。	医師の診断書又は校長の意見書	必要と認められる期間（学事課で手続き）
8	大規模校等（指定校）から隣接する適正規模校等への就学を希望するとき。		卒業年度終了まで（学事課で手続き）
9	その他教育委員会が特に必要と認めるとき。	校長の意見書又は教育委員会関係所長又は課長の副申書	必要と認められる期間（学事課で手続き）

